

議員報酬等に関する在り方調査会 運営要綱

(趣旨)

第1条 県議会として、議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された「議員報酬等に関する在り方調査会」（以下「調査会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 調査会は、次に掲げる事項について、三重県議会議長（以下「議長」という。）の諮問に基づき調査し、報告を行うものとする。

- (1) 議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方に関すること。
- (2) その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関すること。

(組織)

第3条 調査会は、委員5名以内で組織する。

- 2 前項の委員は、議長が委嘱する。
- 3 調査会に、座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により定める。
- 5 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年6月30日までとする。

(座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、議長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、第2条に定める事項に関し、委員以外の者に対し調査会に出席を求め、必要な説明や資料の提供を求めることができる。

(謝金及び費用弁償)

第6条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

(事務)

第7条 調査会の事務は、三重県議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、三重県議会基本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、調査会の設置に関する議決の日から施行する。